

I 国内農業等をめぐる情勢

1. 新型コロナウイルス対策の動き

◇ 緊急事態宣言

- 安倍晋三首相は6月18日、これまで新型コロナウイルスの感染拡大防止のために求めてきた都道府県境をまたぐ移動の自粛を19日から全面解除することを決めた。また、外国との往来再開を見据えた水際対策の在り方を協議し、出入国制限の緩和に向けた調整を進めることとした。

◇ 第2次補正予算

- 新型コロナウイルス関連対策の財源となる第2次補正予算案が6月15日、参議院本会議で可決・成立した。農林水産関係の総額は、農畜産業振興機構（ALIC）の事業を含めて658億円。中小を含む農林漁業を対象に上限150万円を補助する「経営継続補助金」や肉用牛繁殖農家向けの奨励金が柱となり、園芸品目の高収益作物次期作支援は施設栽培向けの単価を新設した。

2次補正予算のポイント

経営継続補助金 ————— 200億円

感染防止対策、生産・販売方式の転換に必要な経費を支援。上限150万円

肉用牛繁殖農家向けの奨励金 — 108億円

子牛（黒毛和種）の全国平均価格が60万円を下回ったら出荷1頭当たり1万円、57万円を下回ったら同3万円交付

資金繰り対策の強化 ————— 349億円

実質無利子・無担保の融資枠拡大

次期作支援の交付単価引き上げ

花きは10%当たり80万円、果樹は同25万円

※労働力確保など、1次補正予算の事業の財源が不足した場合、予備費で対応

◇ 本県の動き

- 本県の大井川和彦知事は、県独自に基づく対策を6月8日から最低レベルの「ステージ1」に引き下げ、県民への外出自粛要請や休業要請を全て解除した。
- 県議会第2回定例会では、総額96億5,600万円の補正予算を6月23日に採決した。農林水産業は3億1,500万円を計上し、農産物輸出に取り組む食品関連業者への支援を拡充した他、学校給食に地鶏を提供し生産者を支援する予算を増額した。

2. 国会の動き

◇ 通常国会について

- 第 201 回通常国会（会期 150 日）が 6 月 17 日で閉会した。与野党は会期を延長しない代わりに新型コロナウイルスに関連する委員会の閉会中審査を週 1 回開くことで合意した。

また、安倍晋三首相と野党党首が国家の基本政策について議論を交わす党首討論の今国会開催が見送られた。野党が審議時間を十分に確保できる予算委員会の開催を優先していた事情が背景にあり、通常国会で開かれないのは平成 29 年以来 3 年ぶりとなった。

◇ 農林水産省関係法案について

- 今国会に上程された農林水産省関係 5 法案について、「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」、「家畜改良増殖法の一部を改正する法律案」、「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案」、「森林組合法の一部を改正する法律案」の 4 法が成立した。

- 「種苗法の一部を改正する法律案」については、審議時間を確保することが困難となり、秋の臨時国会に持ち越されることになった。江藤拓農相は「農業者の利益を守るための重要な法案」と強調し、修正すべき点はないとしたうえで、「賛否含めて議論があるため、国会閉会中であっても、説明責任はしっかりとやっていきたい」と述べた。

◇ ため池特措法について

- 農業用ため池の防災工事を促す議員立法「防災重点ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法案」が 6 月 12 日、参議院本会議で可決・成立した。同法案は、決壊時に人的被害が発生する恐れがある「防災重点ため池」（自治体・私有で約 6 万 4,000 カ所）について、都道府県が防災工事や地震・豪雨への耐性調査や整備工事などを促し、国が財政支援することとしている。

3. 政府・与党の動き

◇ 骨太方針・成長戦略について

- 例年6月に閣議決定される骨太方針・成長戦略・規制改革実施計画は7月中旬に閣議決定される予定となっており、政府・与党においてとりまとめに向けた議論が活発化している。

- 自民党は成長戦略本部（本部長：岸田文雄政調会長）を中心に、骨太方針等の策定に向けた議論を行っており、農業関係は例年通り農林役員会等で議論を行っている。骨太方針等の閣議決定後、その内容をふまえ9月末の来年度予算の概算要求や税制改正要望に向け、政府・与党で議論が行われる予定である。

◇ 規制改革推進会議について

- 政府の規制改革推進会議は6月22日、答申の骨子として、農業関係では「農産物検査の見直し」や「農協改革の着実な推進」など7項目を盛り込んだことを示した。今後、規制改革推進会議による答申は7月初旬に行われ、規制改革実施計画は7月中旬に閣議決定される見込みである。

規制改革推進会議の答申骨子（農業分野）

- ①若者の農業参入などの課題について
- ②農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化
- ③農業用施設の建設にかかる規制の見直しについて
- ④スマート農業の普及促進
- ⑤農協改革の着実な推進
- ⑥農産物検査の見直し
- ⑦畜舎に関する規制の見直し

- 今夏以降の規制改革推進会議では、JAグループを対象として①農協法全体5年後条項に基づく検討 ②准組合員の事業利用規制のあり方検討 ③国内農業への資金還流の仕組みづくりの検討にかかるヒアリングが行われるなど、准組合員の事業利用規制の検討期限である令和3年3月に向け、予断を許さない状況が続くと想定される。

4. 国内農畜産業の動きについて

◇ 水田農業対策をめぐる情勢

- J A全中は、令和2年産の主食用米の生産量が元年産より多い約732万トんに上り、国の示す適正生産量を20万トン前後上回る可能性があるとの試算をまとめた。新型コロナによる需要減などでコメの販売環境は不透明感を増しているなか、需要に応じた生産に向けた対応が必要となる。
- 今後の需給見通しは、中食・外食向けを中心に販売が進んでおらず、業務用米の切り替えが後ろ倒しになっている主産地の状況のほか、5月末の民間在庫量（前年+16万トン）などを踏まえると、国の需給見通し以上に消費量が減少していることが想定される。

◇ 改正卸売市場法の施行について

- 改正卸売市場法が6月21日施行された。中央卸売市場は各種の取引ルールを開設者ごとに設定できるようになり、また、民間による開設も可能となるなど規制緩和された。なお、改正前に国の認可を受けていた全市場（40都市・65の中央卸売市場）が新たに認定を受けた。
- 法改正により各市場でルールを決めることになった「第三者販売」「直荷引き」「商物分離」「自己買付」に関する対応については、各市場の開設者であるそれぞれの自治体において、業務規程（条例）等の改正が行われた。

◇ 豚熱（CSF）について

- 県は6月27日、取手市内の河川敷で死んでいたイノシシ1頭が豚熱（CSF）に感染していたことを発表した。県内で野生イノシシへの感染が確認されたのは初めてであり、野生イノシシへの感染確認は全国16府県目となっている。
県内の飼育豚は既に感染予防のためのワクチン接種を終えており、全367農場の飼育豚に約31万頭に異常はない。初回全頭接種が既に終了し、2回目以降の接種として新たに生まれた子豚への接種を進めていく予定である。

5. J A 自己改革をめぐる動き

◇ 准組合員の事業利用規制の在り方に関する調査（生活インフラアクセス実態調査）について

- 農林水産省は5月28日、令和元年9月から11月に全国12地域のJ A店舗（金融店舗、Aコープ、S S等）の利用者を対象に実施した調査結果を公表した。

- 結果報告書では、J A店舗について「地域の重要なインフラとして機能している」「地域になくてはならない施設である」と生活インフラ機能を評価する記述も散見されるが、農水省は、今回の結果だけでは評価は行わず、令和2年度調査を実施し、計2カ年分の結果により、J Aの生活インフラ機能を評価するとしている。

- 令和2年度調査は、7月中旬までに全国12実施地域を選定（令和元年度実施済みの県域を除く）、8月から11月にかけて現地調査が実施される予定となっている。

II 国際通商交渉等をめぐる情勢

1. 日米間交渉について

- 日米貿易交渉は、4月末までに交渉範囲等を決める事前協議を終え、第2ラウンド交渉を開始するとされているが、これまでのところ、新型コロナウイルスの影響もあり、調整がすすんでいることを示す兆候はない。
- 米通商代表部（USTR）のライトハイザー代表は6月17日、日米貿易協定の追加交渉について「コロナ禍で進捗はない。第2ラウンド交渉を始めるには、まだ数カ月はかかると考えている」と答弁した。
- 江藤拓農相はライトハイザー通商代表の発言を受け「農林水産品については、既に精緻な協議が行われ、最終合意が行われたと私は当然に受け止めているので、今後、農産品について議論の俎上に上ることはない」と発言した。

2. 日英FTAについて

- 日英両政府は新たな貿易協定交渉を6月9日に始めた。英国の欧州連合（EU）離脱を受け、来年1月から日欧経済連携協定（EPA）の関税が英国に適用されなくなるため、両政府は年内早期の締結を目指す方針でいる。
- 農業分野では、英国を含む日欧EPAで約束した数量を超えるため、日欧EPAで輸入枠を設けた品目が焦点となっている。日本政府は、輸入枠を設けたソフトチーズなどの品目について、英国枠を新設しない方針で臨むこととしている。
- 英国は、日本との協定を足掛かりにTPP加盟を目指す姿勢でおり、茂木敏充外相は「加入への関心を歓迎したい」と述べ、必要な支援を行う考えを示した。なお、英国はEUや米国との貿易協定の交渉も進めている。

3. 対韓輸出規制について

- 韓国政府は6月18日、日本の韓国に対する半導体材料の輸出規制強化は不当だとして、世界貿易機関（WTO）での紛争手続きで裁判の一審に当たる紛争処理小委員会の設置要請書をWTO事務局と日本側に同日付で送付したと明らかにした。

- 日本政府が韓国に対して輸出手続きの優遇措置の対象除外とした措置が不当であることを国際社会に再び訴える見通しで、日韓関係の改善はさらに遠のくことになる。
梶山弘志経済産業相（衆・茨城4区）は19日の記者会見で「極めて遺憾だ」と話し、解決を目指す意向も明らかにした。

4. 東アジア地域包括経済連携（RCEP）について

- 日中韓や東南アジア諸国連合（ASEAN）が参加する東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の閣僚会合が6月23日開かれ、年内の署名を確認する共同声明を発表した。共同声明では、インドを除く15カ国が主要分野で概ね合意しており、離脱を示唆しているインドの交渉復帰を目指すこととした。

- RCEPは、16カ国で世界人口の半分を占め、貿易総額は3割に上る規模となる。日本は、大企業でなく中小企業の進出が多いアジアで関税の撤廃・引き下げや投資のルール整備が進むことで、大きな経済効果を得られると期待がされている。

- インドは、関税削減によって安価な物品が中国から流入することなどを懸念しており、日本などの関係国はインド経済の潜在力や外交上の関係性を踏まえ、交渉につなぎ留めたいとの考えである。